

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金 (リアルタイム方式) 交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けている中小企業者及び組合が経営の安定化のために借り入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、予算の範囲内において鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金（以下「補給金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補給金の交付を受けることができるものは、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金（国による信用保証料・利子の補助対象となる「新型コロナウイルス感染症対応資金」に該当する。（以下、「当該制度融資」という。））を貸付実行した取扱金融機関であること。

(補給金交付の対象となる貸付)

第3条 補給金交付の対象となる貸付は、次の各号に掲げる当該制度融資の貸付とする。

- 一 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下、「法」という。）第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者に対する当該制度融資の貸付
- 二 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付
- 三 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、第二号以外の者で、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する当該制度融資の貸付

(交付対象経費)

第4条 補給金の額は、当該制度融資（貸付金額が3千万円を超え4千万円以内に限る。）のうち3千万円を除いた貸付額に係る毎年1月1日から同年12月末日までの約定支払日における、支払うべき約定利子の合計とする。

2 利子補給率は次表のとおりとする。

1年以内	年1.4%
1年超3年以内	年1.6%
3年超5年以内	年1.7%
5年超10年以内	年1.9%

3 補給金を交付する期間は、当該制度融資実行日から起算して1年間とする。

(交付の申請)

第5条 補給金の交付を受けようとする取扱金融機関（以下、「申請者」という。）は、補給対象期間における補給金について、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を以下の書類を添付のうえ知事に提出しなければならない。

- 一 利子補給補助に係る制度融資対象者一覧（別紙1）
 - 二 制度融資対象者に係る、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項のいずれかに基づく市町村の認定書の写し
 - 三 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
- 2 前項における提出期限は、令和2年5月1日から同年8月31日までに発生する利子については同年9月末、同年9月1日から同年12月末日までに発生する利子については翌年1月末とする。令和3年以降は、毎年1月1日から同年6月末までに発生する利子については同年7月末、同年7月1日から同年12月末日までに発生する利子については翌年1月末とする。
- 3 2回目以降の交付申請においては、同条第1項第二号の書類を省略することができる。
- 4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

(交付決定及び確定の通知)

第6条 知事は、前条に基づく申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認めたときは鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 県は、前条の利子補給補助金の交付決定の通知後、速やかに利子補給補助金を交付するものとする。

(書類の保存)

第8条 申請者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金（リアル

タイム方式) 交付要綱の規定は、鹿児島県信用保証協会が同年5月1日から同年6月18日までに保証を付した資金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

金融機関名

総裁（理事長）

印

鹿児島県知事

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金
交付決定及び交付確定通知書

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付要綱第6条の規定に基づき、利子補給補助金の交付を決定し、確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 資金種類

2. 借入金額

3. 借入期間

4. 補助金交付決定額

金

円

5. 補助金交付確定額

金

円

6. 添付資料

- ・利子補給補助に係る制度融資対象者一覧（別紙2）

(別紙1)

利子補給補助に係る制度融資対象者一覧

- 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金
- 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金

利子補助対象期間： 年 月～ 年 月分

No	取扱支店	事業者名	保証番号	名寄せ番号	取引番号	資金用途	融 資 年月日	融資期間 (月数)	据置期間 (月数)	融資額 (千円)	金利 (年, %)	補助対象貸付額 (千円)	借入額のうち3,000万円 以内に係る受取利子額 (円)	借入額のうち3,000万円を除いた 貸付額に係る受取利子額 (円)
						・ 運転資金 ・ 設備資金 ・ 運転設備	R○, ○, ○	○月	○月					
1														
2														
3														

例

- 注
1. 利子補給補助対象の補給金に○囲みする。
 2. 「No」の欄は、通し番号を記載する。
 3. 「事業者名」の欄は、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金に係る利子補給補助金の対象となった者の企業名等を記載する。
 4. 「融資年月日」の欄は、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の貸付契約日を記載する。
 5. 「補助対象貸付額」の欄は、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の利子補助対象期間の末日現在の残高を記載する。
 6. 「受取利子額」の欄は、補助対象貸付として貸付けた額において要綱第4条に基づき積算した補給額を記載する。
 7. この表は、5月1日から6月18日までに保証を付した資金の融資を記載する。

(別紙2)

利子補給補助に係る制度融資対象者一覧

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金

利子補助対象期間： 年 月～ 年 月分

No	取扱支店	事業者名	保証番号	名寄せ番号	取引番号	資金使途	金利 (年, %)	補助対象貸付額 (千円)	借入額のうち3,000万円 以内に係る利子額 (円)	借入額のうち3,000万円を除いた 貸付額に係る補助金交付決定額 (円)
1										
2										
3										

注 この表は、5月1日から6月18日までに保証を付した資金の融資を記載している。